

山梨県笛吹市芦川町における上芦川集落の復原研究

Key Word

上芦川 絵図
区有文書 復原

K05112

松尾絵里



1. はじめに

■研究背景と目的

笛吹市芦川町は、重要伝統的建造物保存地区候補地として、今年度より調査が行われている。

今回、建築実測と並行して史資料調査を実施したところ、上芦川集落の区有文書と絵図資料を収集することができた。それらに基づき、上芦川集落のかつての集落構成の在り方を考察し、現在の芦川の形成の根幹を見出す。

■研究方法

①上芦川について、区有文書、絵図資料からかつての上芦川集落の形態を調べる。

②上芦川集落の東林寺、諏訪神社と、当時の集落構成との関係性を考察する。

③「甲斐国志」の記載から、当時の様子を考察する。

④9月10日の実測調査を行った霜村守久氏宅の事例より、近世初期の民家構成を推察する。

以上に基づき、上芦川集落の上芦川集落の復原を行い、かつての集落形成の在り方を考察する。

2. 現地日程

調査日：2008年8月11日 上芦川諏訪神社

同年9月1～3日 民家調査

同年9月8～10日 寺社調査・民家調査

上芦川；諏訪神社、東林寺

新井原；宝珠寺御堂

中芦川；東光寺、宝珠寺、白髭神社

鶯宿；諏訪神社、本国寺、長徳寺

同年11月7～9日 民家調査

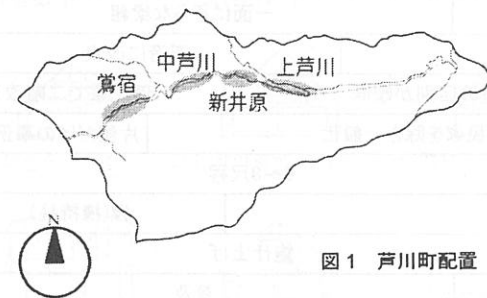


図1 芦川町配置

■上芦川の史資料

2008年8月11日 諏訪神社宝物庫より

表1 古文書リスト (全て史料原題)

No	名称	年代
1	小石和筋八代郡上芦川村 校地帳	慶長7年
2	甲州八代郡小石和筋上芦川村諸色明細表	宝永2年5月
3	反別改帳 八代郡上芦川村	明和4年
4	当村畑歩高改帳	宝暦10年2月
5	上芦川・新井原 名寄帳	天保7年11月
6	甲州八代郡小石和筋上芦川村宗旨改帳	宝永2年
7	甲州八代郡上芦川村宗門御改帳	元文6年
8	甲州八代郡小石和筋上芦川村宗門改帳	享保12年
9	一筆限印税取帳簿 村7番 第23区 上芦川村	明治11年
10	一筆限印税取帳簿 第23区 上芦川村	明治11年
11	一筆限印税取帳簿 第23区 上芦川村	明治11年

表2 絵図史料リスト (1～3史料原題)

No	絵図種類	年代	記載
1	新井原分反別		
2	甲斐国八代郡上芦川村		耕地絵図
3	山林原野丈量	明治10年10月	
4	上芦川簡易絵図①		
5	上芦川簡易絵図②		
6	上芦川簡易絵図③		
7	上芦川絵図	天保期	屋敷の絵図あり
8	上芦川絵図 全体①	天保8年	屋敷の絵図あり
9	上芦川絵図 全体②		屋敷の絵図あり
10	上芦川絵図 全体③		
11	上芦川地目絵図		地目の色分け、屋敷の絵図あり
12	上芦川絵図②		
13	村絵図		道、地目の色分け
14	上芦川絵図③		道、川、山、人家
15	上芦川寺社絵図		東林寺・諏訪神社の図あり
16	上芦川絵図④		道、川、人家
17	上芦川絵図⑤	天保14年	字の色分け、地目、人名記載
18	上芦川山論絵図①		上芦川、新井原、新屋
19	上芦川山論絵図②		上芦川、新井原、新屋
20	上芦川山論絵図③	延宝2年4月14日	上芦川、新井原、新屋

3. 上芦川について

■芦川村

旧芦川村は、1941年の三村合併により出来た村である。しかしそれ以前の江戸時代の村につながる、上芦川村、中芦川村、鶯宿村それぞれの長い歴史をもっている。昭和時代まで藩政村が継続し、各旧村が生活共同体としての強い結束を有し、固有の強い風俗や習慣を保持してきた。

芦川村域では、これらの藩政村のことをブラク（部落）と呼んでいた。ただ旧上芦川村だけは、その中が1キロ程はなれて集落が2つに分かれ、それぞれを上芦川部落・新井原部落と称している。

平成18年8月1日、芦川村は笛吹市と合併。現在の笛吹市芦川町となった。

■芦川の耕地

田畑の開墾は、山の斜面を削ることから始まった。

芦川の耕地は、傾斜地に石段を積み、丁寧に造りあげられている。段畑の中で、高く積み上げた石垣は、数メートルに達するものもある。

一戸当たりの耕地は狭く、集落周辺の狭い傾斜地に限られた耕地を、農家の人達が分け合って農業をしている。

■上芦川集落

上芦川集落は芦川水系の源で、4集落のうち1番東側である。標高は900～1,000mである。

上芦川部落では集落を西村と東村に大きく2分しており、集落の中央部、西村と東村のほぼ境界上に道祖神が位置している。この周辺には東林寺、ならびに部落の共同墓地があり、道祖神の祭場は部落を東西に横断する道路から墓地方面へ分岐する小道との三叉路脇に位置している。またその辻には日蓮宗の石塔が建っている。

4. 上芦川の寺社建築

■東林寺

境内東隅にある昭和33年(1958)大修理の記念碑によると、当山は元亀2年(1571)、数学院日雲上人により創立され、上人自ら京都如水仏師作の宗祖尊像を安置した。当寺は、元、本村字宮の前にあり、2間半四面の堂であったが、元禄6年(1693)10月現地に3間四面に移転改築し、天保2年(1831)24代日了上人の代に宗祖大上人550遠忌大法要を行い、以来寺門が隆昌し山門を建立した。

徳川末期、本村に關守番所の通用門があったが、明治初期廃藩置県の時に廃止された。それを、この寺の山門として移築したとするが、古材が山門小屋裏に残り、今回の調査で実測を行っている。

■諏訪神社

上芦川村の氏神である。また、上芦川区民だけでなく、約1キロ西部にある新井原の住民もこの神社の氏子になっている。古くは諏訪大明神と称したが、維新後諏訪神社と改めた。創建された後、明治31年(1898)の洪水により流され、倒壊した。本殿は、明治33年(1900)4月に再建され、当時の再築材木使用帳が収集された。材木帳に記載されていない部材は、元禄時代の材であると考えられる。本殿では、台輪、梁、虹梁、木鼻、間斗束、母屋、飛檐垂木、そのほか組物や高欄間等がそれにあたる。

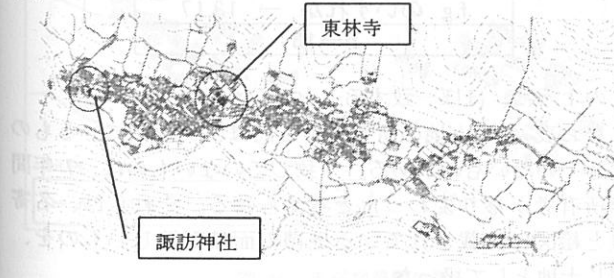


図2 上芦川配置

5. 芦川の民家構成

■霜村守久宅

調査日：2008年9月10日

上芦川で最古とされ、上芦川区有文書より、上芦川集落が起源した地域に存在していたと推測できる。

棟持柱と上屋柱を併用した四建構造(四方下屋造)であったとみられる。部屋境の内法高は1,630mmと低かった。17世紀初期の建築と推測される。



図3 霜村守久

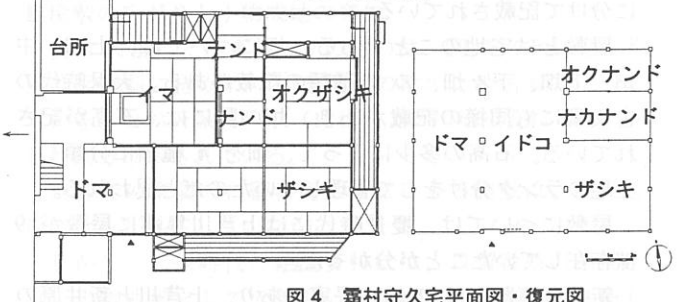


図4 霜村守久宅平面図・復元図

■19世紀初期～中期の上芦川の民家

17世紀には土座住まいであったイドコは、18世紀になると板張りになり、大黒柱まで張り出すようになる。19世紀には、土間と床上境が大黒柱の構面で直線にそろった。その後、さらに張り出しが進み、鍵型のイドコとなる。

また、19世紀頃から、開口部の増加の傾向が見られ、しだいに上手妻側にも開口部がとられるようになる。

原吾朗氏宅 (19世紀中期)

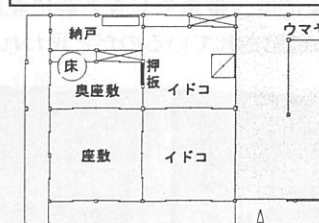


図5 上芦川平面事例

■屋根形式

上芦川に現存する茅葺民家は、37棟である。その内22棟が兜造の寄棟型である。兜造りは養蚕の普及に伴って発展した屋根形状であり、屋根の妻側が平側を切り上げたもの妻側に台形の開口部を設けたものである。

よって、以前は寄棟造の民家が多数存在していた地域であったと考えられる。

芦川では、養蚕は江戸時代後期には芦川村の産業として成長していた。

6.古文書からの分析

■慶長時代の上芦川

表3 慶長7年検地帳における屋敷記載

No	所有者	間	歩
a	善五郎	4×3	12
b	惣八郎	7×4	28
c	清七郎	8×4	32
d	甚七郎	6×3	18
e	助七郎	5×3	15
f	宗四郎	5×6	30
g	善十郎	5×6	30
h	清十郎	5×4	20
i	与三次郎	4×7	28

図6 慶長7年検地帳1

慶長7年(1602)の古文書には、「はらはた」と「屋敷」に分けて記載されている。

屋敷とは宅地のことである。畑については、上畑、中畑、下畑、下々畑、の4種類の記載がある。天保時代の古文書にも同様の記載があり、畑の隣には、石高が記されている。石高の多少によって、畑を4種類に分類し、土地のランク分けをして管理していたのだと思われる。

屋敷については、慶長時代には上芦川集落に屋敷が9棟存在していたことが分かった。

新井原集落には7棟の民家があり、上芦川と新井原の民家は、計16棟であった。

また、この検地帳には、番屋やしきと東林寺の記載がある。天保時代の絵図からも分かるが、番屋やしきとは、口留番所の前にある屋敷だと思われ、与惣左衛門という人物が所有していた。

当時、東林寺：256歩(坪)、番屋やしき：36歩であった。

東林寺については、元禄6年(1693)に移転改築された為、慶長時代には現在の位置には無かった。慶長7年(1602)の検地帳には、番屋やしきと共に記載されている。除地として共に記されているのだと思われる。

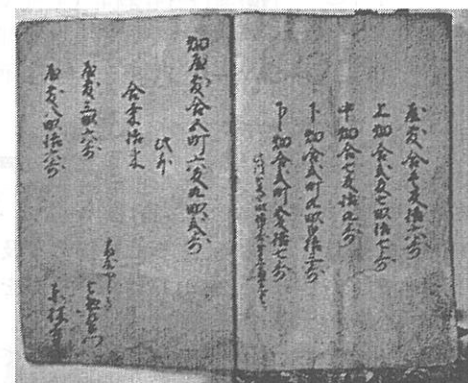


図7 慶長7年検地帳2

■天保時代

表4 天保7年名寄帳、同14年絵図史料による屋敷の比定

天保14年絵図より		名寄帳記載より		現在
No	所有者	所有者	地目	所有者
1	初右衛門	忠右衛門	下畑	22 霜村大蔵
2	政吉	庄八	下々畑	92 霜村敦夫
3	八左衛門			原正三
4	仲兵衛	常右衛門	下畑	22 市川大海
5	弥五郎	弥五郎	下畑	69 霜村千代晴
6	源右衛門	源右衛門	中畑	120
7	利右衛門	利右衛門		
8	弥四郎	弥四郎	本屋敷	9 霜村きく治
9	繁右衛門	繁右衛門	中畑	44 霜村武士
10	新兵衛	新兵衛	中畑	36 市川邦忠
11	徳八	重郎右衛門	中畑	184 市川武
12	伝蔵	政八	本屋敷(消)	6
13	弥右衛門	弥右衛門	本屋敷	9+21 霜村守久
14	政右衛門	多郎右衛門	本屋敷	32
15	善兵衛	善兵衛	本屋敷	18
16	弥兵衛	弥兵衛	本屋敷	15 藤原菊良
17	常蔵		本屋敷	24
18	徳右衛門	留右衛門	本屋敷	20 藤本重朝
19	常蔵	常蔵	本屋敷	28 市川豊治
20	与三左衛門	久兵衛	上畑	55 市川与一
21	幸衛門(天保は屋敷なし)		本屋敷	28
22	伊左吉	伊左吉	上畑	40 原久幸
23	音八	音八	本屋敷	12 霜村好秀
24	利左衛門	利左衛門	下々畑	120
25	半十郎	半十郎	上畑	126 市川
26	茂兵衛	茂兵衛	上畑	32 市川忠一
27	吉蔵	重右衛門	中畑	68 和田
28	良左衛門	良左衛門	下畑	32 市川正彦

◆・・・絵図史料に絵としてある民家

■・・・本屋敷

天保7年(1836)の名寄帳と、同14年の上芦川絵図資料に記されている本屋敷の戸数が、慶長7年(1602)検地帳に記載されている屋敷の戸数と一致する。また、屋敷の面積も、天保のものと慶長のものがほぼ一致する為、天保の古文書と絵図に記されている本屋敷は、慶長時代から存在する民家であると言える。

慶長時代と天保時代で屋敷の面積を比較してみると、下記の対応が推察される。

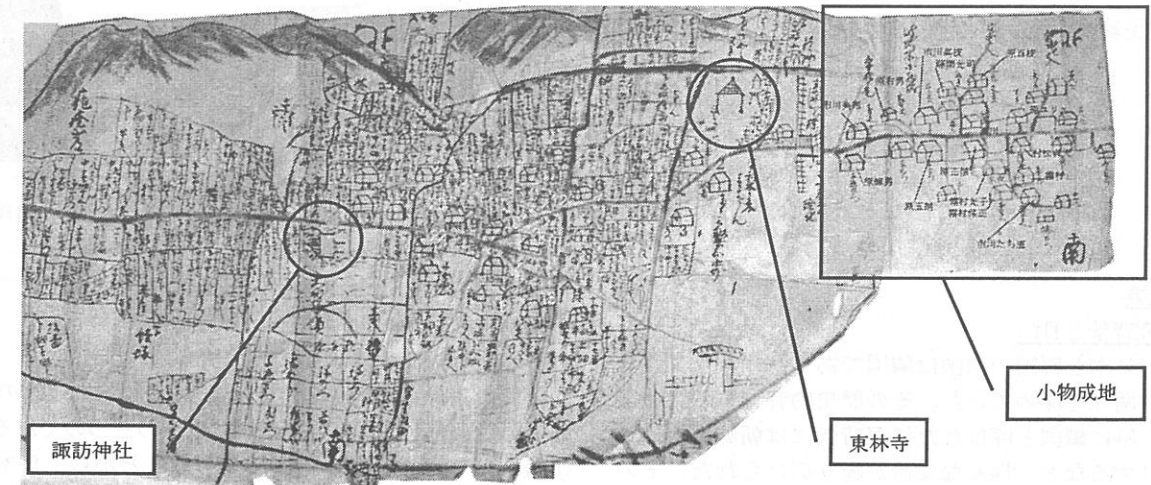
表5 慶長-天保の屋敷地比定

慶長7年検地帳→天保7年名寄帳
a → 23
b, i のいずれか → 19, 21
c → 14
d → 16
e → 15
f, g のいずれか → 13, 17
h → 18

このように、ほぼ一致することが分かる。

なお表4の土地の所有者の名前は、一致しているものとしていないものがある。一致していないものは、7年間で所有者が移り変わったと考えられる。それらは、名寄帳と絵図に記載されている地積の面積が等しいものを、同じ土地として扱った。

7.絵図資料について



■屋敷の広がり和小物成地の発生

表4に記した、◆マークのものは、図8の天保期上芦川絵図資料に描かれている民家の絵の土地所有者についている。なお天保14年(1843)上芦川絵図資料でも、同じ区画分けがされている。

東林寺の東隣の口留番所の東に広がる屋敷は、慶長時代にはまだ存在していなかった。

しかし、天保時代の絵図資料には、口留番所の東側には、小物成地としての新しい屋敷地(住居群)が存在していることがわかる。正式な年貢地ではなく、田畑以外に賦課される雑税であった小物成を課せられた土地として開発されたことが興味深い。

8.まとめ

上芦川集落の形成は、図9に示すように、9棟の民家が、土地が平らで、生活用水の供給が安定している地域に密集して、溪谷集落の疎開村として発生した。

13番の現在の霜村守久宅が建つ場所には、慶長時代にはすでに屋敷が存在していたことが分かる。

その後、図10のように、屋敷地は徐々に広がりを見せ、口留番所をも超えた。

上芦川地域は大きく東へと広がり、現在のような東西に延びた集落形成に発展していった事が分かる。

参考文献

- ・関口欣也「山梨県の民家」
- ・山梨県教育委員会編、第一法規 1982年
- ・「芦川村史」上・下 芦川村誌編集委員会 1992年
- ・山川梨絵「山梨県笛吹市芦川町の茅葺民家集落—配置形態および平面構成による民家の分析—」
- ・野入六希「山梨県笛吹市芦川町の茅葺民家集落—屋根形態および架構方式による民家の分析—」
- 同上



図9 慶長期屋敷位置



図10 天保期屋敷位置